

## 九州大学文学部蔵『悉曇十二通切紙』解題と翻刻

蛭沼, 芽衣  
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/27328>

---

出版情報 : 文献探究. 50, pp.1-11, 2012-03-31. 文献探究の会  
バージョン :  
権利関係 :

# 九州大学文学部蔵『**阿耨十二通切紙**』解題と翻刻

蛭沼芽衣

## 一．はじめに

九州大学文学部に所蔵されている「松濤文庫」は、松濤泰巖九州大学名誉教授によって、昭和二年に寄託されたもので九州大学と北九州大学とに分置されている。蔵書は四千点以上に及び、辞書・叢書・書画なども収められているが、そのほとんどは仏教関係書が占めている。悉曇学書も五十点ほどあり、本稿ではそのうち『**阿耨** (siddham) 十二通切紙』について紹介する。

本書の表紙には打付書で『**阿耨十二通切紙 全**』とあるが、『**阿耨十二通切紙**』は前半部分のみで、後半に『十八章秘伝』と題された別の本が続いている。

## 書誌

請求記号 松濤文庫第4部D/19  
寸法 縦二六・八糎 × 横一八・三糎 写本一冊  
外題 左肩に「**阿耨十二通切紙 全**」と打付書。また左

下に「**阿耨實源**」 右肩に「出」と墨書

内題 「**阿耨十二通切紙之大事**」 「十八章秘傳」

構成 墨付二十一丁 (「**阿耨十二通切紙之大事**」十一丁

每半葉四十一行「十八章秘傳」十丁 每半葉十十三行)

蔵書印 「三縁山新溪法性窟蔵書」 「玄墨」 「松濤文庫／雲」

## 二．『**阿耨十二通切紙**』について

内題は『**阿耨十二通切紙之大事**』となっている。『増訂日本韻学史の研究Ⅲ』所収の『日本韻学書籍集録(悉曇篇)』によると、『悉曇十二通切紙』や『悉曇十二通切紙大事』などの名で、高野山二十一本、叡山文庫・能福寺各二本、東寺・金台院・大谷大・富山市立図書館・馬渕和夫家蔵各一本ずつの計三十本が記録されている。またこのほかに東京大学に四本、早稲田大学に一本存在する。馬渕(一九八四)によると、諸本のうち最も古い奥書は、叡山文庫真如蔵の江戸初期写本の「元亨三年十月一日於上州浄法寺書校」であり、現存する諸本の数からも、室町時代から江戸時代にかけて広く流行していたようである

といえる。

馬淵（一九八四）によると、これらのうち高野山大学持明院蔵本が最も古く（室町中期写）、「諸本の原型とみるべきものか」としている。各項目や順序は諸本によつて異なるが、持明院本の項目を九大本と比較して挙げてみると次のとおりである。

持明院本	九大本
第一通 悉曇相通	三内空点 <sup>ヲ</sup> 借り名事
第二通 三内空点借名事	三内喉内涅槃点之事 <small>カキクケコノ内 ルクキニ音用</small>
第三通 三内涅槃点	三内各別之相通
第四通 三内各別相通	秘訣
第五通 五音堅横相通	秘密
第六通 ゑま秘訣	連声之事
第七通 ゑま口決	摩多之異形
第八通 ゑま章口決	四種ノ相承
第九通 ゑま四種相承	十不可事
第十通 ゑま秘密	
第十一通 ゑま十不可大事	
第十二通 摩多異形 <sup>ゑま</sup>	

九大本は、第一通・第八通・第十通の題を欠く。内容に関して、馬淵（一九八四）を参考に較べてみると、第一通〜第四通まではほぼ同一通に、第十通は第六通に、第十一通は第十二通に、第十二通は第九通にそれぞれ対応しているとみられる。

一方、内容の異なる項目について少し詳しく見てみる。第五通五音

「堅横相通は、梵字の音図に縦横の線を引いたもので、九大本の第八通にも「堅横相通」と見えるが、音図などはなく、内容も形式も異なるものであることがわかる（翻刻参照）。第七通<sup>ゑま</sup>口決は「加他摩多声」と「直音拗音」の二つの内容を含んでいるようであるが、九大本の第十通が「直音拗音」にあたる。「加他摩多声」とは悉曇学に伝統的に伝わる連声の一つであるが、九大本の第七通連声之事にはこの語は現れない。なお、九大本第七通連声之事については持明院本には見られないが、他本では「連声相通大事」などの項目が見られるようである。この詳細な検討については別稿に譲りたい。第八通<sup>ゑま</sup>章口決は「r」字に関する項目である。「r」は摩多（母音）の一つではあるが、その中でも別摩多として特殊母音の扱いがされることが多い。九大本ではここに対応する項目は見られないが、他本でもこの項目を欠いているものが多いようである。

馬淵（一九八四）によると、これらの内容が室町時代に悉曇学で行われていた項目を寄せ集めたものであることから、『悉曇十二通切紙』の成立は「元亨三年（一二三三）をそれほどあがらないものである」としている。

### 三. 『十八章秘伝』について

『国書総目録』にも『日本韻学書籍集録（悉曇篇）』にも、この題を持つ書物は収録されていないが、一方で『悉曇十八章秘伝々受鈔』という本を見つけることができる。『天台書籍綜合目録』に見える奥書には、

右高野山ニテ甚郎房法印ニ所授之者也 于時天正廿歷壬申卯月三日…

…肖弁

書写山理經坊快倫二十八章之習レ作業ヲ伝授シムル也彼ノ肖弁ハ倫ノ為

ニハ親父也為結縁得道登野山如此深旨ヲ習学シ玉ヘリ況シヤ於俗法一乎世

人猶可慚矧ンヤ於釈子哉 慶長十三年…賢祐

とあり、本書の奥書（翻刻参照）とほぼ同文であるところから、同一

の書物であることがわかる。これは、『日本韻学書籍集録（悉曇篇）』  
によると吉祥院南溪藏に確認できるのみであり、貴重な資料といえる。

悉曇十八章とは、悉曇文字（梵字）の造り方（切継ぎ）を十八の項  
目に分けて説明したものである。それぞれの内容には諸説あるが、多  
くは唐の智広による『悉曇字記』がベースとなつている。その内容を  
児玉（一九九一）を参考にまとめてみると次のとおりである。

初章 文字の合成がなく、体文（子音）に摩多の点画をかける

第二章 体文各字に **フ** (ya) を切継ぐ

第三章 体文各字に **レ** (e) を切継ぐ

第四章 体文各字の下に **レ** (e) を切継ぐ

第五章 体文各字の下に **バ** (ya) を切継ぐ

第六章 体文各字の下に **フ** (-ma) を切継ぐ

第七章 体文各字の下に **ヤ** (-ra) を切継ぐ

第八章〜第十四章 それぞれ第一章〜第七章の体文各字の上に

**ス** (s) を切継ぐ

第十五章 五種の鼻音(p, n, ŋ, m)を発音の法則に従つて、そ

れぞれ対応する体文各字の上に切継ぐ

第十六章 体文各字に別摩多 **ム** (m) を切継ぐ

第十七章 体文三十三字を基本とし、各体文に一字乃至五字を合

成して重字を作る。

第十八章 第一章〜第十七章に属さないものを全ておさめる

『十八章秘伝』もこの内容に即した構成となつている。しかし、『悉  
曇字記』は、字形のみを説明したものであるが、一般的に悉曇学は梵  
字の「形」だけでなく、そこに宗教的・哲学的「義」を付与して解釈  
していくものである。『十八章秘伝』でも、梵字の半体（文字のパー  
ツ）に意義を与えて切継ぎの説明を行っている。その一方で、他の悉  
曇学書と比べて、解釈の仕方が独特といえる箇所も少なくない。これ  
らの詳細な考察については別稿に譲ることとする。

#### 四. 翻刻

凡例

- 一 本文の表記については、基本的に原文のままとしたが、漢字の異体字は活  
字（**〆** 第二水準）に存する字の範囲内に改めた。ただし「**拵**（菩提）」「**吏**  
（涅槃）」はこのままにしている。
- 一 朱筆による書き入れは **□** で囲つて示す。
- 一 虫損などによって判別不能の文字は **■** で記す。
- 一 丁数は（〜丁オ）（〜丁ウ）のように示した。

**㊦** 十二通切紙

**㊧** 十二通切紙 第一

初二相通ハ於無〆点セル成セル点ノ讀ヲ也

キ シ チ ニ ヒ ミ ヨ リ

初三相通ハ於无点成点ノ讀也

初四相通ハ於无点成点ノ讀也

初五相通ハ於无点成点ノ讀也

二四相通ハ相通懸ニ点成点ノ音

三五相通ハ相通懸ニ点成点ノ音

懸ル点ヲ字ニ成点ノ音

点ノ音也

点ノ音也

点ノ音也

点ノ音也

点ノ音也

点ノ音也

点ノ音也

点ノ音也

点ノ音也

点ノ音也

点ノ音也

点ノ音也

点ノ音也

假名也 涅盤点懸字非入声以口内空点成ウノ假名也

唇内空点ヲ可成假名也 (二丁才)

大空点三内各別ニ可知事 加他 他章 是也

於此四字

於此四字

於此四字

於此四字

於此四字

於此四字

於此四字

於此四字

於此四字

於此四字

於此四字

於此四字

於此四字

於此四字

於此四字

於此四字





直音ハ南天音吳音為<sup>レ</sup>本ト拗音ハ中天ノ音漢音

為<sup>レ</sup>本<sup>リキ</sup>力<sup>チキ</sup>直<sup>ケ</sup>花<sup>カ</sup>迦<sup>サ</sup>沙直音ヲ為<sup>二</sup>山門<sup>一</sup>拗音ヲ為<sup>二</sup>東寺<sup>一</sup>

吳漢不同ノ事吳ノ尼ニ法明ノ所傳也是語如鸚鵡呼<sup>ル</sup>之

吾朝ニ曰<sup>ク</sup>對馬讀<sup>ト</sup>也則ハ吳音也漢音ハ漢ノ明帝云夢<sup>ル</sup>金

人<sup>ヲ</sup>時<sup>ニ</sup>尸騰竺法蘭傳<sup>ヘテ</sup>ヨリ經教<sup>ヲ</sup>以來<sup>ム</sup>讀<sup>テ</sup>為<sup>二</sup>漢音<sup>一</sup>諸經

吳漢ノ両音兼<sup>レ</sup>之於<sup>二</sup>五天竺<sup>一</sup>不可有吳漢ノ沙汰<sup>一</sup>於<sup>テ</sup>ハ

梵文<sup>ニ</sup>只以<sup>テ</sup>五天<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>本ト(十丁才)

第十二通切紙之大事 第十一

四種ノ相承

梵王相承 龍宮相承 釈迦相承 大日相承 梵王ハ

本ヨリ開闢也龍宮相承ハ龍樹菩薩直ニ往<sup>ク</sup>龍宮<sup>ニ</sup>傳<sup>ヘ</sup>弘<sup>玉</sup>ヲ

五天竺<sup>ニ</sup>有<sup>リ</sup>鉄塔<sup>一</sup>中天ノ塔ハ釈迦開給<sup>テ</sup>諸經<sup>ヲ</sup>弘<sup>玉</sup>ヲ大日

相承ハ南天ノ鉄塔ヲ開<sup>玉</sup>ヲ也東西北ノ三天ノ塔ハ當來成道ノ

佛可開給<sup>也</sup>(十丁ウ)

第十二通切紙之大事 第十二

十不可事

一 於梵文<sup>ニ</sup>不可燒火斷佛種故也

二 於不淨ノ木石料紙等<sup>ニ</sup>不可書之

三 於<sup>下</sup>如<sup>二</sup>漢字<sup>一</sup>ノ<sup>上</sup>不可書寫之

四 胡札<sup>ニ</sup>不可書之於諸法<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>成就<sup>故</sup>云

五 外書等ノ中<sup>ニ</sup>不可雜交梵字ノ書<sup>ヲ</sup>

六 不着袈裟衣<sup>ヲ</sup>不可書寫讀誦

七 對<sup>二</sup>不信ノ者<sup>一</sup>不可說<sup>二</sup>梵字之秘密<sup>一</sup>

八 有<sup>二</sup>法器者<sup>一</sup>隨<sup>二</sup>稽古<sup>一</sup>不可恡<sup>レ</sup>惜<sup>之</sup>(十一丁才)

九 背<sup>二</sup>師說<sup>一</sup>書<sup>キ</sup>讀<sup>ミ</sup>并連声相通<sup>ヲ</sup>不可疑

十 先德ノ聖教師資相承ノ外<sup>ニ</sup>不可立<sup>二</sup>私之儀<sup>一</sup>

右條<sup>ニ</sup>如<sup>レ</sup>件

右十二通雖為別紙為不紛失一冊<sup>ニ</sup>記<sup>レ</sup>之

承応式曆初秋吉辰 求主実源(十一丁ウ)

十八章秘傳

第二章

運歩

乘不可得ノ<sup>レ</sup>字

アイウエヲ

カキクケコ

サシスセソ

タチツテト

ナニヌネノ

ハヒフヘホ

マミムメモ

ヤキユエヨ

ラリルレロ

ワヒフヘオ

一空海ノ御尺<sup>ニ</sup>涅言不生槃言不滅<sup>ト</sup>アリ是ハ發心修行弃<sup>レ</sup>夫之沙汰ノ時

点ノ沙汰也

・ 發心 東 阿闍 降三世明王

・ 修行 南 宝生 軍荼利夜叉

・ 菩提 西 弥施 大威德明王

・ 涅槃 北 尺迦 金剛夜叉

キヤ 本ハカレキヤト云<sup>フ</sup>ヤ字ニハ无來

イヤノヒ、キヤリ是<sup>レ</sup>連声ト云也

連声

相通

反音

ウヲ相通ハ三五同ノ<sup>一</sup>也

一四同ハヤエ通用ノ<sup>一</sup>也

アカヤ 口内

サタラナ 舌内

ハマワ 唇内

ムラアメ ムサメ

アサ相通譬<sup>ヘ</sup>ハ村雨<sup>ヲ</sup>村雨<sup>ト</sup>云

是相通ノ故也(十二丁才)





日ハ塔ヲ手ニスヘ玉フ是則凡夫ヲ佛果ニ至ラシメタキト望給フ也塔ハ五輪也地水火風空ノ五鉢也不動ハ劍ヲ持索ヲ持一切ノ衆生ニ見セテ輪回ノキツナラキラヤ佛智ニ至ラシメン為ノ理也諸佛皆都以尔也三ニ法万荼羅ト者説法也法ト七別名也各リ名一ツモタヌ人ナシ或句ニ(十五丁才)

目一ツモタヌ草葉ノ露モナシノ心也相アレハ名ヲ顯ス四ニ羯闍万タラト者威儀事業ト翻ス人リ隨意ニメアル時ハイカナル者肩ヲ双ヘ膝ヲクム又身ヲキヨメ衣裳ヲ正男ハ刀脇指ヲサシ慙懃ニシテ威儀有ル則ハ人民恐レナス佛又尔也カリニ作顯ス佛達堂ヲ結構ニシ裝束ヲ改御坐ス時ハ人リ尊敬スル也又同地蔵ナレ路傍ナトニ捨置テ有時ハ其尊ミ少カカシ又或尺ニ凡轉成ハ聖不レ改其ノ面貌也地反成龍不レ反其鱗骸此以凡夫其名ヲ不レ改佛果ニ至ラ思量スヘシ

一 第十二章ハ人ニ取テハ六十以上ノ言説也言説ノヲ續意ハ凡夫ノ妄言説ヲ不改佛果ノ如義語ト成義顯トイ字ノ智火ヲ以妄語ノ分ヲ燒拂テ清淨ノ言説ト成義也人毎ニ若モ時言フハ皆以妄説也ハヤ(十五丁ウ)

六十過テ佛性近クナレハ皆改テ清淨ノ言説ナル古其性ヲハ不改所也如義語ト云ハ佛ノ言説也如ノ字ハ如ヲヨム也義ニカナフ語ト忘也人リ口舌ニ言フハ皆耳ニ觸ル間義ニ如フ柳ハ緑花ハ紅ト云ハ如義語也柳ハ緑ナリト物云フハナケレ凡自ミトリ也是則人ノ物云ニ耳ニ入類ニアラス又花ハ花ナリトハイハネ凡自花ハ花トシユル所義ニカナヘリ凡夫ノ言説ニ云所ニアラス即身即佛ノ所也如義語也古ニ依テ續也

一 第十三章ハ吾我ノイ字ヲ統一一切衆生ノ流轉ノ我慢ノ我ヲ其假置テ佛鉢ノ法身ノ大我ニ至ラ続顯ス凡夫ノ我一物ノ我ト云法性ノ都ヨリ有我ノイ字ヲ生メ流轉メ色リノ惡念我慢ノ我ヲ則レ捨佛ノ大我ニ至所ツク也非我ノ鉢ヲ我カ鉢ト思フ凡夫ノ我也我器我瓔珞我僮僕トテ(十六丁才)

三ツ有我器ト云ハ一切ノ層舎ノ類我瓔珞ハ万ノ財宝衣類等也我僮僕ハ當座

召使小性中間眷属等也是等皆當座我ニ着マトフ者ヲ我物ト思フ則非我ノ我ヲ我カ鉢ト思ヒアヤマル故也此流轉スル所ヲ其假ニ大我ニ至ラシムル故ニ続也大我トハ佛ノ一切衆生ヲ皆我子ト思召給是ヲ大我ト云也

一 第十四章各不可得ノイ字ヲ統一人死後位牌ニ其名ヲシルス古程ニ愛ニツク也前七章ノ時イ字ヲツクハ當座ノ假名也其假名ヲ不捨其假本名ニ至故ニ愛ニ続之第七章迄ノ流轉胎藏界ノ大日也後七章ハ第八章ヨリ十四章迄ハ金剛界ノ大日也人ハ四十一ヨリ也歳ニ取テハ七月ヨリ一葉落時還滅也(カヘリカナル)是胎令ノ分也古程ニ人ハ名ヲ以テ其海性ヲ詮譬ハ弘法傳教モ今日見フハナケレ凡其名ヲ聞ケハ目ニ見如也(十六丁ウ)

一 第十五章ハ智理ノ智ヲ統顯ス也智ハ弃為大空イイイイノ五字ヲ上ヘアケテ空点トナス是能反也又此五字ヲカタメテ一ツニメカヤウニ半月ニナス時所反也此五字仰ノ等為大空ト号ス

他ノママ仰月大空大乗ト云  
自ママ円点小空小乘ト云大日經文也功德ニ約メ云ハハ円満シタル間大空ナレ凡當住ノナリテイサキニ依テ小空小乗ト号ハ半月ニテ小空ナレ凡當住大ナル故ヲ以大空トス大空ハ右ニ書付ル梵形五字ノ性小空ハ丸字ノ性也歌ニ云思フナト問人ノナカルラン仰ハ空ニ月ソサヤケキは大空也五字カ空点ニナル則ハ仰月ノ畫ニナル丸字カ空点ニナル則ハ(十七丁才)

・ 円点ノ畫ニナル丸ハ自ノ摩多ト云其故ハ生得ノ广多也五字ヲ点ニスル時ハ他ノマタト云是ハ又イイイイ他字ナルヲ一ツニアツメテ此コトク半月ノ畫ニスルニ依テ他ノ摩多仰月大空大乗ト云也扱此章ノ智ト云ハ大空ノ智ト云也智ト云物ニ更ニ形ナシ譬ハ智ト云物ハ如何様ナル物ソト問フニ形目ニ見ハ或ハ文字ヲ書詩ヲ作歌ヲ讀又經論ヲ説談ノ所惡智也形ハ

元ノ明ニ物ヲ察ス前後十四章流轉還滅ノ二ヲ離レテ佛意ニ至リ万法ヲ明ムル  
所皆以智也智ハ弁也弁ハ覺ト翻ス覺ハ智也空也智ニ付テ五智アリ東 大円  
鏡智 南 平等性智 西 妙觀察智 北 成所作智 中央 法界性  
躰智以上五智也扱爰ニ空点ノ三内ノ沙汰ウ<sup>口</sup>又<sup>舌</sup>ム<sup>唇</sup>(十七丁ウ)

ウハ口内 又ハ舌内 ムハ唇内 此三内弁也 又<sup>アウキヤ</sup>アウキヤトカナヲ付<sup>ア</sup>アハ  
元来<sup>カ</sup>カ字ノモチタル韻<sup>キ</sup>也カヲヒケハカアトヒバク也ウハ口内ノハネ字  
也是<sup>ヲ</sup>ウハネト云也カア<sup>ント</sup>ト云心也先ヒ、キノアヲ付テウハネノ字ナル  
間ウヲソヘテアウト付ル又キヤト付ル是ハ<sup>ハ</sup>拗音也カト付ベケレ<sup>ル</sup>凡<sup>キ</sup>  
ヤト付ル也以下皆以如此又ウハ連声ノ心モアリ連声ニ二種アリ二躰相續  
一躰不絶ト云今ハ二躰相續ノ心也下ノ<sup>ハ</sup>字ヲ不<sup>レ</sup>捨其儘上ヘウノカナヲ  
ホトコス也又一躰不絶ト下ノ字ノ声ヲ上ニ施<sup>メ</sup>我カ自ノ声ヲヨマヌ云也  
扱前ノ七章ハ皆發心ノ義也發心トハ<sup>ナカヲヒラク</sup>心發トヨム也母ノ胎内ニ在者カ皆  
外<sup>ニ</sup>出生メ榮ル也是發心ノ一義也又後七章ハ皆以修行ニ取ル修行ハ花也  
花ハ以<sup>テ</sup>果ニナル修行ヲスレハ(十八丁ウ)

以テ弁走ニ至ル故也果ハ佛果ノ果也

一第十六章ハ智理ノ理也理ハ惣メ散動スル理ヲ行ク処ノ理也此理ハ无想ノ理  
也第十五十六ノ二章ヲ智理ノ而二門ト云也理ハ<sup>唇</sup>夫也フツクチキノ三内ノ沙  
汰<sup>ハ</sup>ヌクキハ口内ツチハ舌内フハ唇内也則フツクチキハ<sup>十五章ノ</sup>夫也前空点ノ三内ヲ  
分ルハ音便ノ連声ヲ云<sup>ン</sup>為也後ニ夫点ノ三内ヲ不分ハ音便ノ連声ヲ教<sup>ン</sup>為  
也前ノ三内ハ下ノ字ヲ取テ上ニノスル後ニ野等ノ八字時三内ヲ不<sup>レ</sup>分一  
說ニ<sup>ニ</sup>空点方ノ弁ノ智ト夫ノ理ト不<sup>レ</sup>ニ義ヲ云<sup>ン</sup>為ニ五字ノ始ノ<sup>ハ</sup>字ヲ野等ノ八  
字ノ冠トスル也又一義ハ空点ノ三内ノ中ノ<sup>ハ</sup>字ハ口内也口内ハ唇舌ヲ兼ル  
故ニ<sup>ニ</sup>遍口ノ義アリ然ハ満口声ノ野等ノ八字ノ義理等シケレハ冠トスル也又  
十六章ヲ夫ノ(十八丁ウ)

理ト取心ハ四文モ<sup>ハ</sup>多也マタハ女声女ハ方ハ北方ニ取北ハ夫ノ方ノ故ニ理也  
仍十五章ノ弁ノ智ニ次テ此章来也<sup>ニ</sup>紇里ノ四文ヲ初テ<sup>ニ</sup>依テ十六章ヲキリノ  
章ト云此章ニハ<sup>ニ</sup>続様數多アリ一ニハ初一ノ点二ニハ初二ノ点三ニハ初二後二ノ  
点四ニハ初二後八ノ点五ニハ十二点生也今傳ハ第三番目也第一ハ字記ノ  
通り也<sup>キリキリイ</sup>下ノ<sup>ハ</sup>キリ字也カキリトカナヲ付<sup>フ</sup>ナレ<sup>ル</sup>凡<sup>キ</sup>キリト付  
<sup>フ</sup>ハキニモリニモイノ韻キアル故ニ上ヘイ字ヲ施<sup>ス</sup>程ニカイヲ反セハキトカヘ  
ル故ニキリト付<sup>ル</sup>サラハキ、リト付<sup>フ</sup>ナレ<sup>ル</sup>凡<sup>キ</sup>没上ノ連声ノ法也キ、リ  
ト云ヘハカシマシクキ、ニクキ心有故ニ上ノキヲ一ツ畧メキリト付<sup>ル</sup>次キ  
リト付<sup>ル</sup>キリア、ト付<sup>フ</sup>ナレ<sup>ル</sup>凡<sup>キ</sup>此ア、点ア、ヲヨマン為ニ打点ニ  
非ス是ハ短長ノ約束ニア、点ヲ打テ長クキリイ引ナカメテ(十九丁ウ)

ヨマム為ニ<sup>ハ</sup>ア、点ヲ打間キリイトヨム也是ハ一躰不絶ノ連声也又二  
躰相續ノ連声モ此内ニアリ以上三ツノ連声此内ニアリ前ノキリノリ字ヲハ其  
仮置間キリニナル也四文ノ造者ニ多説アリ一ニハ<sup>梵王</sup>梵王一ニハ佛說三ニハ葉婆  
跋摩外道四ニハ<sup>天竺</sup>好文章者ノ作ト也四文ノ所在 異說アリ金剛頂經文殊問經  
一行作<sup>弘法</sup>字母表 字母尺字記ノ五段ノ尺等ハ損滅ノ<sup>ハ</sup>求及ノ<sup>ハ</sup>マトノ中間ニ案<sup>ス</sup>之

扱全真ノ次第記ニハ<sup>ハ</sup>多躰文ノ中間ニ別之涅槃經ニハ<sup>ハ</sup>多躰文ノ後ニ別之  
如来宣說ハ五十字キシヤ字ヲ除字記ニハ五十一字世間煩惱所製四十七  
字キリノ四文ヲ除或物語ニ云天竺ニ舌ノマハラヌ王アリ葉婆外道才覺ノ  
者ニテキリノ四文ヲ常ニ此王ニ習ハセ古ニ依テ後ニ能ク物ヲ云ト也(十九丁ウ)  
今日本ニモ<sup>ニ</sup>孩子ヲナクサメン為ニ<sup>ハ</sup>ホソキ木竹ノサキヤ<sup>リ</sup>ー如此カ、メテ  
レル<sup>ハ</sup>レロンナト云テ子ヲスカスハ、則以物ヲイハセン為ノハカリ<sup>ト</sup>也  
<sup>リ</sup>ハ、<sup>リ</sup>ハ、木ノサキヲ折カ、メタルニ似タリ古依テ<sup>ハ</sup>云也

一第十七章理智不二門也果也佛果ノ果也第十六章ハ理智ノ二也  
其爰ニ<sup>ニ</sup>合メ理智ヲ離<sup>メ</sup>一ツニナス間不二門也<sup>ハ</sup>此假名ヲソカト付<sup>フ</sup>

ナレ陀アソキヤ付ルハ生得ノア字ソハ又サヲ初五通ニメソト付ル説アリ  
又一説ニ三五ノ戸多ノ連声ノ内ノ五ノマタノ点也又下ノキヤハカト云ヲ拗  
音ニメキヤト付ル也此章ハ前ニツキ来ラヌヲ次頭ス間難覓章ト云也以下ノカ  
ナハ准レ上ノ前ノ第十七章迄ハ世間ノ悉曇ト云第十八章ハ出世ノ悉曇ト云又第

(二十丁オ)

第十七章迄ヲ正章ト云フハ正字非字ヲ頭正シ又躰文ノ次第ヲ守ル正シキ  
故ニ正章ト云

一第十八章ハ口傳ニ在也毘沙門ノ咒ノ種子ヲ奥ニ置ハ佛法擁護ノ善神ナル  
故ニ書之是ハ孤合章ト号也

本云右高野山甚良房来栄法印ニ所授之者也

時天正廿曆辰卯月三日 半叔肖弁 在判

書写山理經坊快倫ニ十八章之習ニ作業ヲ此書ヲ令傳受也 彼

肖弁ハ倫ノ為ニハ親父也為結縁得道ニ登野山ニ如此深旨ヲ習字シ

給ヘリ況於俗法乎世人猶可慚矧於积子哉 (二十丁ウ)

悉曇習事

一直音拗音之事

直音ハ南天ノ声也鄙ナレハ舌強ク短シ 拗音ハ中天ノ声都ナレハ舌

和ニ長シカ 直音カ 拗音カ

日本ニテモ都ノ人ハ言長シソウヂヤト云也鄙ノ人ハ言短シソウダト云也

一梵字四種ノ病之事

一 无骨病 一 邪姪病 一 敗畫病 一 曲節病

一 无病骨肉和合

一 摩多ハ 韻イシ 躰文ハ 聲也

一 摩多ハ 女ノ声 躰文ハ 男ノ声也 (二十一丁オ)

一 惣メ悉曇十八章ハ皆以觀音ノ慈悲ヲ頭ス也古程ニ始終ニ

觀音ノ種子ヲ置也勝ニモ声ヲ以子細ヲ云觀音ノ大悲也

尺云 以烟尋火以声見形ヲ■

一 智ハ空ナル程ニ形ナシ喩ハ上ヲ鐵ヲ湯ニ涌メ熱鉄ニメ置テ見ヨ

何モ名ヲ付フ躰ハナシ扱ソレヲ鍋ノカタヘ入レハ鍋ニナル又スキヘラニ

スレハ其如ニナル又五百三百花皿或ハ瓶ニモナルソノ人ノ性モ又尔也

行ヒニ依テ尊卑ヲ頭ス佛躰衆生サマク色ノナリニ成也多数ノ

類ニモナルソ

右十八章祕傳賢祐法師以御本書寫之了

求主實源 (二十一丁ウ)

### 参考文献

児玉義隆 (一九九二) 『梵字必携』朱鷺書房

馬淵和夫 (一九八四) 『増訂日本韻学史の研究 I・III』臨川書店

『天台書籍綜合目録』 (一九四三)

(ひるぬま めい・本学大学院博士後期課程)